

農作業中の熱中症対策について

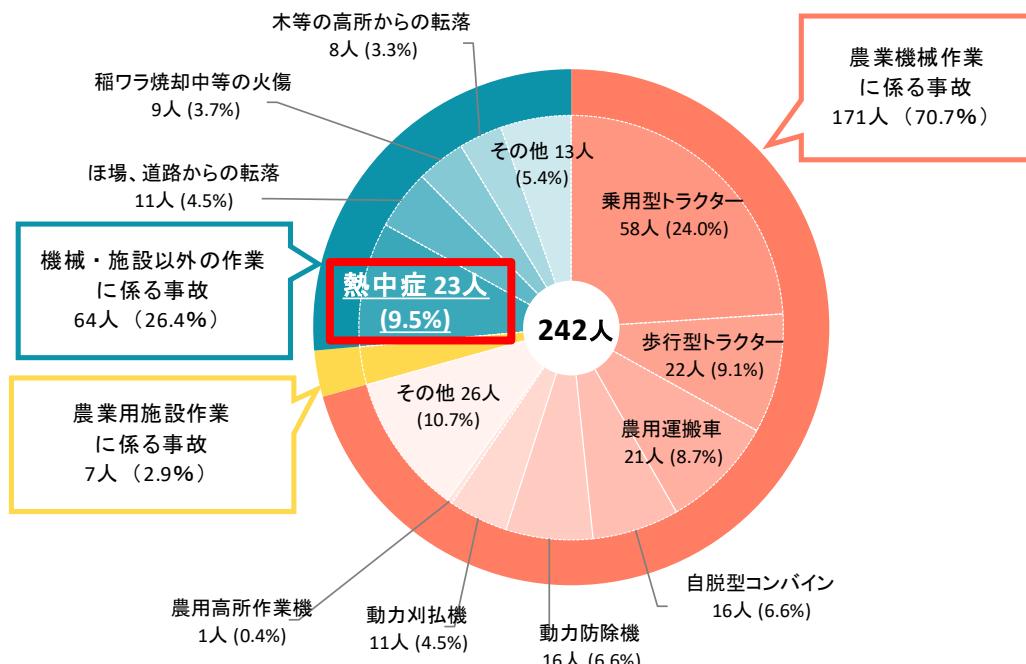
令和5年6月27日

農林水産省

1. 農作業中における熱中症の発生状況

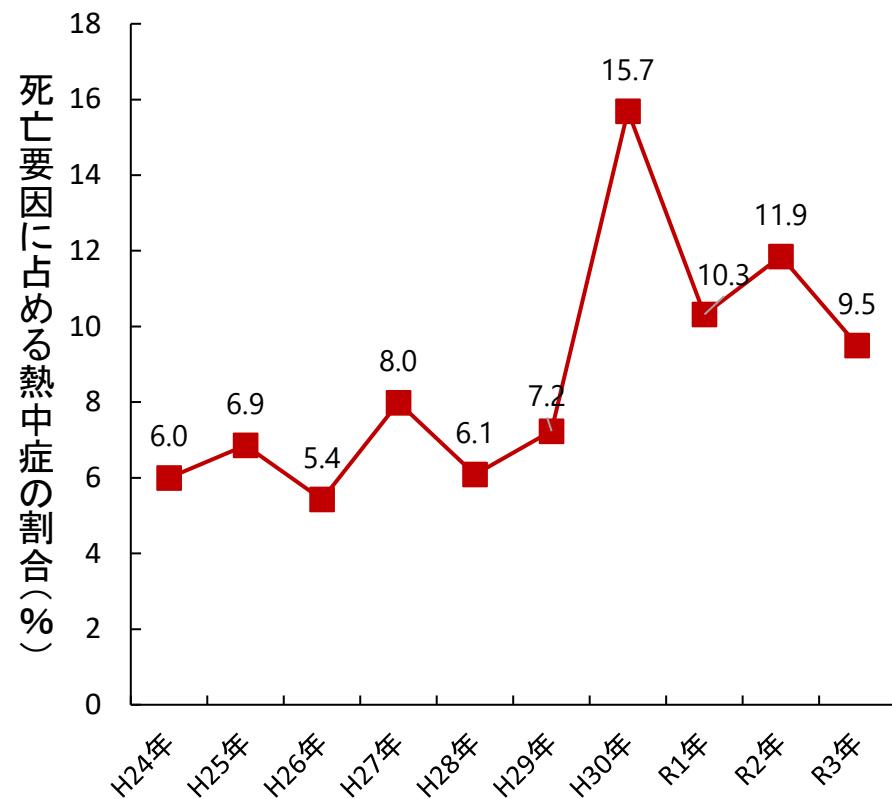
- 農作業死亡事故を要因別にみると、「農業機械作業に係る事故」が全体の7割を占めるが、それ以外の事故についても熱中症が23人で最大となっている。
 - 農作業中の死亡要因に占める熱中症の割合は、近年増加傾向にある。

要因別の死亡事故発生状況（令和3年）



農作業死亡事故調査（農水省）

死亡要因に占める熱中症の割合の推移 (平成24～令和3年)

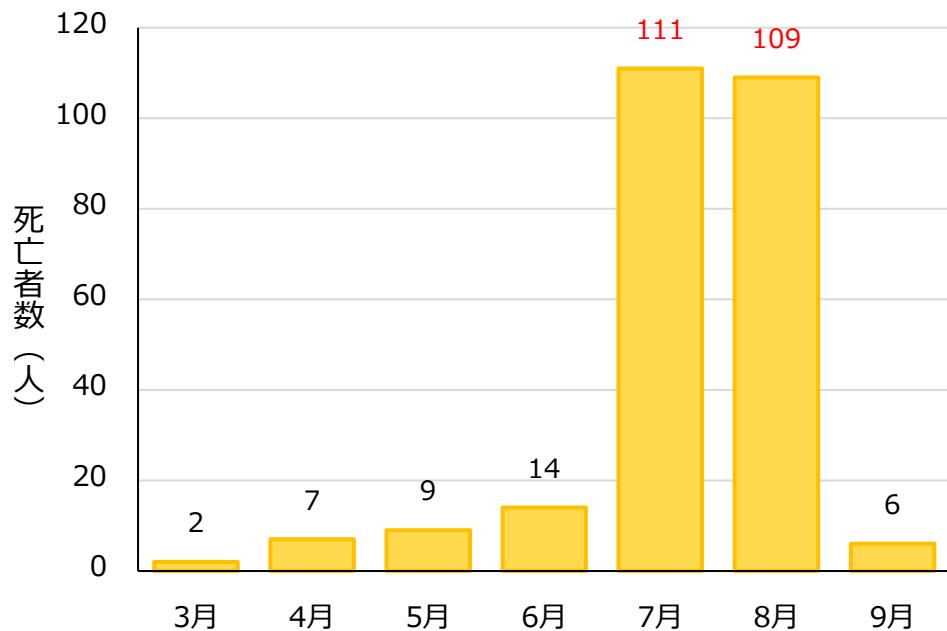


農作業死亡事故調査（農水省）を基に作成

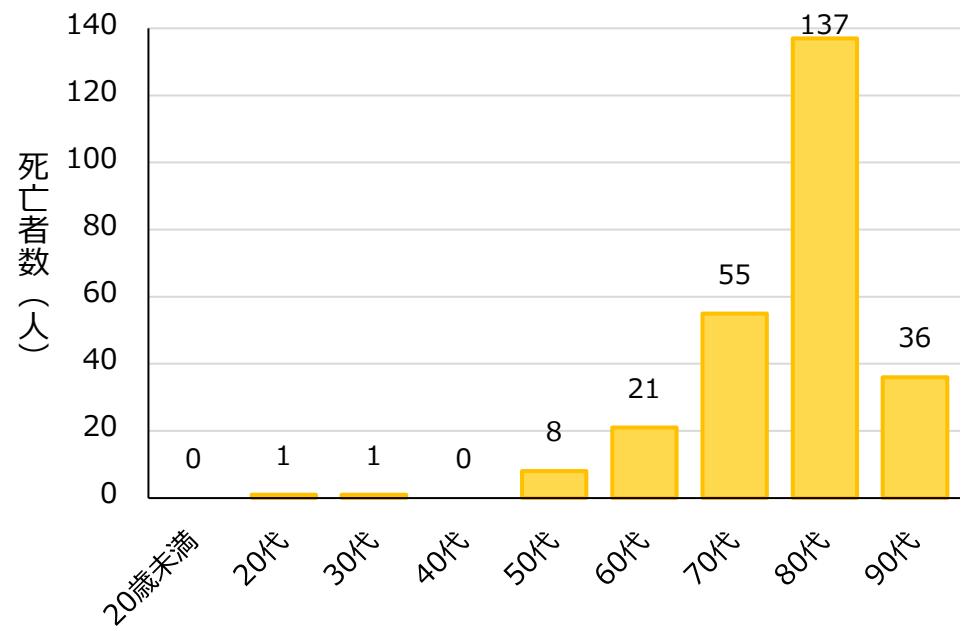
1. 農作業中における熱中症の発生状況

- 月別の死者数では7月～8月の発生が多く、**7月以降は一層の対策強化**が必要。
- 年齢別に見ると、死亡事故者数全体の**9割弱**が**70歳以上**となっており、**高齢者への対策は特に重要**。

農作業中の熱中症による死者数、月別
(平成24年～令和3年累計)



農作業中の熱中症による死者数、年齢別
(平成24年～令和3年累計)

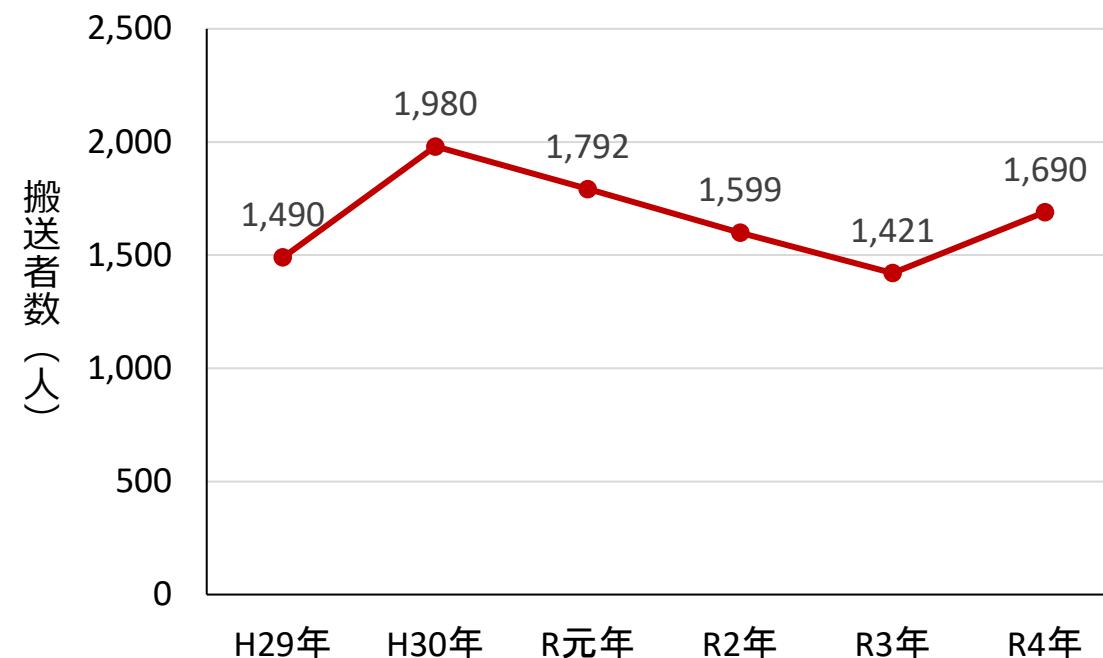


(参考) 田畠、森林等における熱中症による緊急搬送状況

- 全国における熱中症による救急搬送状況のうち、田畠、森林等※における緊急搬送人員は年間約1,700件程度で推移。

※田畠、森林、海、川等で農・畜・水産作業を行っている場合のみ

田畠、森林等における熱中症による緊急搬送人員の推移
(平成29～令和4年)



出典：消防庁「熱中症による緊急搬送状況」のうち、発生場所が「仕事場②（田畠、森林、海、川等で農・畜・水産作業を行っている場合のみ）」のもの
注：発生場所別の調査は平成29年から開始。

令和2年の調査期間は6月～9月、その他の年の調査期間は5月～9月

2. 農作業における熱中症対策の推進

- 令和5年5月30日、**熱中症対策実行計画**が閣議決定。
- 中期的な目標として、2030年に熱中症による死者数が、**現状※から半減**することを目指す。
※令和4年（概数）における5年移動平均1,295名

熱中症対策実行計画における取組（農業関係個所抜粋）

農業現場における熱中症対策

①熱中症対策強化期間の設定

- 農作業中の熱中症対策について、農作業安全確認運動において熱中症対策強化期間を位置づけ、同運動の参画機関や農作業安全に関する指導者を通じて、農業者や農業法人等に声かけを行う等の啓発活動を推進する。その際、特に多くの割合を占める高齢農業者に対する周知を積極的に展開する。

②熱中症対策に係る研修の実施

- 热中症対策に関するオンライン研修を実施する。

③熱中症警戒情報の周知

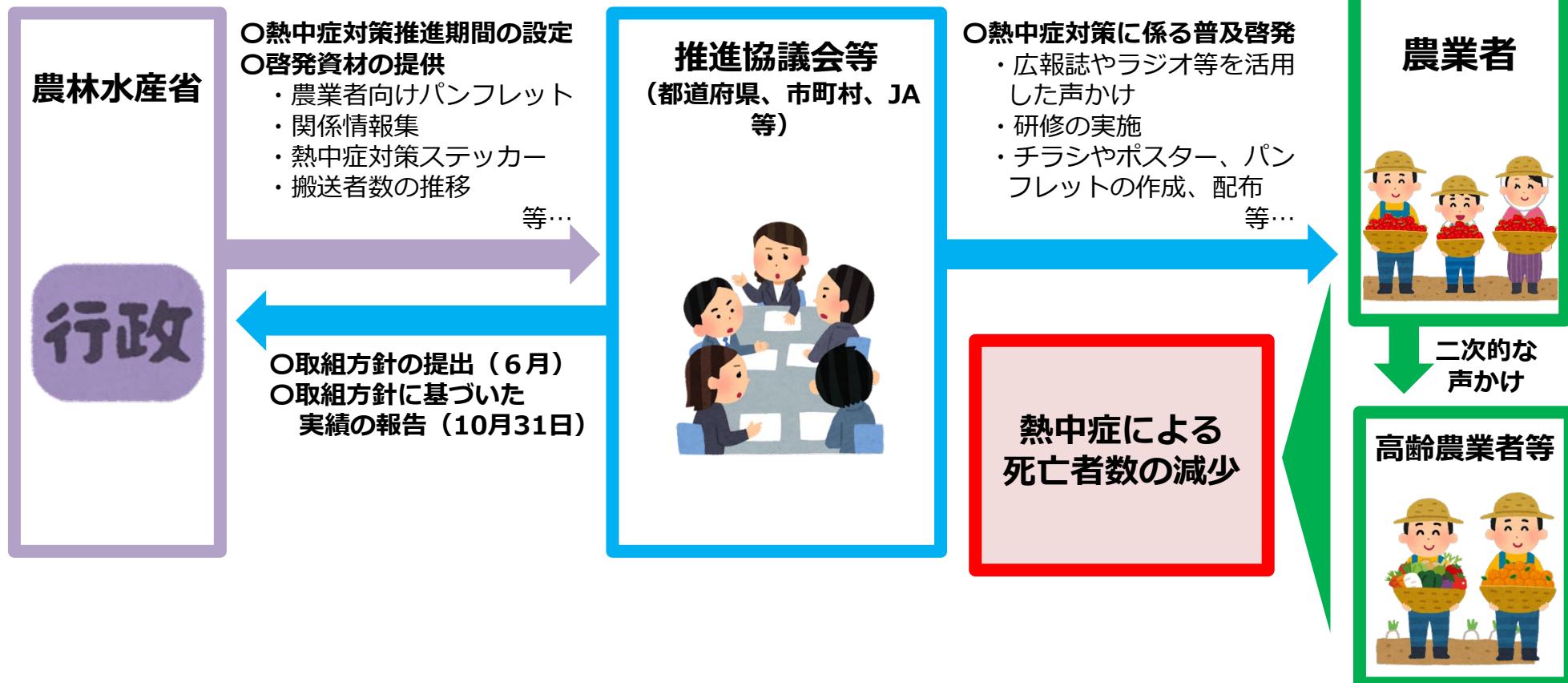
- 热中症予防等に関する啓発資料の充実・強化を図る。また、農林水産省が運営する「MAFFアプリ」等を活用し、熱中症警戒情報や熱中症リスクに応じた注意喚起情報等を、農業者等に対してきめ細かく提供する。

2. 農作業における熱中症対策の推進

①熱中症対策強化期間の設定

- 農作業安全確認運動の一環として、**本年5月から9月までを「熱中症対策強化期間」と位置づけ。**
- 各地域で定められた取組方針に基づき、農業指導、講習会等の声かけに加え、ラジオ放送、広報誌等を活用した農業者に対する声かけを実施し、**現場への熱中症対策を強化。**
- 農林水産省が作成した農業者向けのパンフレット、関係情報集の活用や**地域に即した熱中症対策マニュアルの作成。**

熱中症対策啓発方法の流れ



2. 農作業における熱中症対策の推進

②熱中症対策に係る研修の実施

- 熱中症対策に関するオンライン研修を実施する。

(農業における取組)

- ◎農林水産研修所において熱中症対策等に関するオンライン研修を実施する。

- ・令和5年度においては、研修数を拡大する予定。

令和5年度熱中症対策熱中症及び作業環境対策コース

- 開催場所
農林水産研修所つくば館
- 受講対象者
農林水産省、都道府県、市町村、農業団体職員（JA等）、農業法人、農業者等

• 研修日程

日程	開催方式	参加者	申込状況
6月6日(火)	オンライン	75名	実施済み
6月29日(木)	オンライン	定員100名	6月22日(木)申込締切

• 研修内容例

研修項目	内容
農作業における熱中症の発生状況と対策について	熱中症の発生状況と現状の取組(熱中症アラートと連動しているMAFFアプリの活用等)
効果的な水分補給について	健康で過ごすための睡眠・栄養・水分補給についてトピックスとして深部体温に着目し解説
今年の夏の天候見通し	気象庁の中・長期予報による今年の夏の天候について解説
熱中症の予防と救命のための身体冷却法	熱中症の4つの病型とその発症メカニズム、予防法、応急処置



農林水産研修所つくば館水戸ほ場

2. 農作業における熱中症対策の推進

③熱中症警戒情報の周知

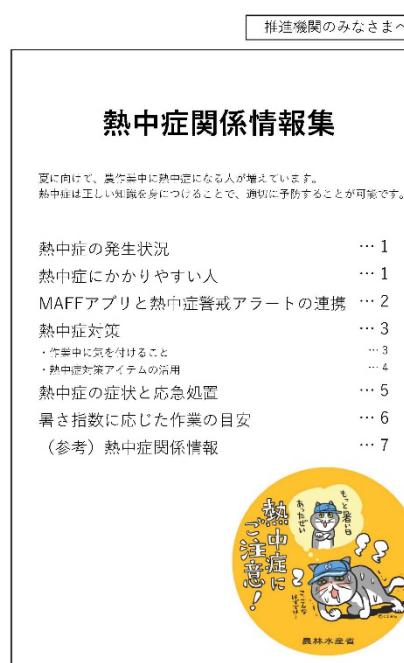
- 「熱中症予防強化キャンペーン」を4月～9月に実施し、普及啓発、注意喚起、イベント開催等の広報活動を実施。
- 積極的な水分・塩分を補給する等の熱中症予防行動を呼びかけ。
- マニュアル、ポスター、リーフレット等のコンテンツ、体系的なポータルサイトを活用し、注意喚起を強化。

(農業における取組)

- ◎ 農作業安全確認運動において、5月～9月を「熱中症対策強化期間」に位置づけ、**高齢農業者への声かけ**等の啓発活動を全国展開。
- ◎ 農作業中の熱中症の発生状況や対策等をまとめた**各種資材等**を活用し、農業者へ注意喚起。
- ◎ 熱中症リスクに対する認知度の向上、熱中症予防策、熱中症の応急処置等の周知に努める。



熱中症対策パンフレット
(農業者向け)



熱中症対策関係情報集
(推進機関向け)



農林水産業における熱中症対策

アイテム集
2022.2



農林水産業における
熱中症対策アイテム集

2. 農作業における熱中症対策の推進

- 消防庁による一週間ごとの熱中症による救急搬送人員データを追跡。
- 農林水産省のHPに、(仕事場②) *に該当する都道府県別の搬送者数のデータを公開し、毎週最新情報に更新。※田畠、森林、海、川等で農・畜・水産作業を行っている場合のみ

FDMA 総務省消防庁 [本文へ](#) [リンク集](#) [English](#) [ご意見・ご感想](#) 文字サイズ [標準](#) [大](#) キーワード検索

ホーム 報道発表等 災害情報 消防庁の役割 消防庁について 審議会・検討会等 法令 刊行物

総務省消防庁 > 災害情報 > 熱中症情報 > 熱中症情報

熱中症情報

救急搬送状況

令和5年の情報
| 热中症情報

消防法第96号「夏期における熱中症による救急搬送人員の調査」の開始について（依頼）（令和5年4月12日）

6月12日～6月18日までの全国の熱中症による救急搬送人員は、1,843人でした。

熱中症情報

▶ 热中症情報
▶ 热中症予防広報メッセージ
▶ 過去の全国における熱中症搬送者数を把握する報道発表一覧
▶ 過去のデータ一覧（平成20年～令和4年）

全国の熱中症による救急搬送状況 令和5年6月12日～6月18日（速報値）

热報（一週間ごとの熱中症による救急搬送人員）

熱中症による救急搬送人員（6月12日～6月18日速報値） NEW
熱中症による救急搬送人員（6月5日～6月11日速報値）
熱中症による救急搬送人員（5月29日～6月4日速報値）
熱中症による救急搬送人員（5月22日～5月28日速報値）
熱中症による救急搬送人員（5月15日～5月21日速報値）
熱中症による救急搬送人員（5月8日～5月14日速報値）
熱中症による救急搬送人員（5月1日～5月7日速報値）

消防庁HP：熱中症による救急搬送人員の公表
<https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html>

○熱中症における県別の搬送者数データの公表

週ごとの速報値

- ・毎週火曜日に、先週分の熱中症救急搬送人員数が消防庁HPにて公表。
- ・毎週水曜日に仕事場②に該当する都道府県分の救急搬送人員数を農林水産省HPに公表。

月ごとの確報値

- ・毎月中旬頃、先月分の熱中症救急搬送人員数が消防庁HPにて公表。
- ・公表され次第、隨時農林水産省のHPにも仕事場②に関するデータを公表。

○都道府県推進協議会等へのお願い

- ・毎週、各都道府県における熱中症救急搬送者数を抽出して農林水産省HPに掲載しますので、隨時ご確認ください。

- ・搬送者数が急増した際にはMAFFアプリ等で注意喚起しますので、仕事場②の都道府県別搬送者数を確認いただき、より一層の熱中症対策の強化をお願いします。

例：熱中症被害増加について、ラジオ等による情報発信、対策の推進 等…

2. 農作業における熱中症対策の推進

○熱中症警戒情報の周知

- 热中症予防情報サイト等を通じて、熱中症の危険性が極めて高いと予測される際、熱中症予防行動を促進。

(農業における取組)

- ◎ 热中症警戒情報（改正適応法施行前は熱中症警戒アラート）について、**MAFFアプリ**を通じて農業者に伝達。



MAFFアプリで
熱中症警戒アラートを通知

○地方公共団体及び地域における熱中症対策

- 地方公共団体内部における関係部局の連携や、地域における各種団体や民間企業における連携した対応を行える場（プラットフォーム）の整備を促進。

(農業における取組)

- ◎ 热中症対策推進会議を開催し、熱中症対策の地域における効果的な展開を推進。

○産業界との連携

- 業界団体等や関係企業等に対し、熱中症予防のための消費者等への普及啓発や、商品開発に対する協力を依頼。

(農業における取組)

- ◎ 热中症予防に役立つ様々な商品について、**産業界（全農、農協、農機メーカー、農業資材販売店）と連携**し、普及啓発等を推進。



空調服

3. 地域における熱中症対策の効果的な推進に向けて

実績報告の留意事項等

- 各都道府県推進協議会等の取組方針に基づき、熱中症対策の認知度向上の取組や対策をどのように実施したか、
定量的な数値を含めて取組実績を報告。（提出期限：10月31日（火））

農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間取組内容（報告様式のイメージ）

都道府県	市町村	実施機関等名称	周知方法	周知内容		期間・日程	場所	対象者	対象人数	取組内容詳細	今後の活動の改善方策	備考
				①	②	③						

取組方針に記載した周知方法を転記してください。
取組方針に記載のない取組を新たに実施した場合は、取組概要を記載してください。

日程及び場所、対象者、対象人数を記載してください。
対象人数については、イベントであれば来場者数、チラシ配布であれば配布枚数を記載してください。

周知方法の具体的な内容について、定量的に記載してください。

今回の取組における反省点、失敗点を記載してください。
また、次年度以降実施する改善策についても記載してください。

【留意事項】

- ・実施機関、実施した取組ごとに行を変えて記入ください。
- ・できるだけ実績を定量的に記載ください。
- ・ウェブサイトに掲載を予定しています。

3. 地域における熱中症対策の効果的な推進に向けて

提出いただいた実績報告の活用

- 実績報告については、農林水産省でとりまとめを行い、「農林水産省における次年度の熱中症対策取組方針」に反映。
- とりまとめた実績報告の内容については、環境省主催の熱中症対策推進会議において発表。
- また、各都道府県推進協議会等における次年度の熱中症対策取組方針の参考となるよう、提出のあつた資料を共有するとともに、農林水産省HPにも公表。
- 優良な取組を実施した推進協議会等については、「春の農作業安全確認運動推進会議」といった対外的な会議の場において、取組内容について講演いただくことを想定。

令和5年度のスケジュール（イメージ）

